

# 住むことと応援

雲仙市の暮らしを体験しませんか？



【1】お試し住宅

東京圏からの移住・就職を支援します！

【2】移住支援金（地域産業雇用創出チャレンジ支援事業）

市内に住宅を取得する方を応援します！



【3】定住促進奨励補助金（新築住宅取得補助金・中古住宅購入補助金）

若者UIターン者の家賃を支援します！



【4】若者UIターン家賃補助金

新婚生活の住居費用などを支援します！

【5】結婚新生活支援補助金

空き家の情報を公開しています！



【6】空き家バンクサイト

空き家の活用をお考えの方を応援します！

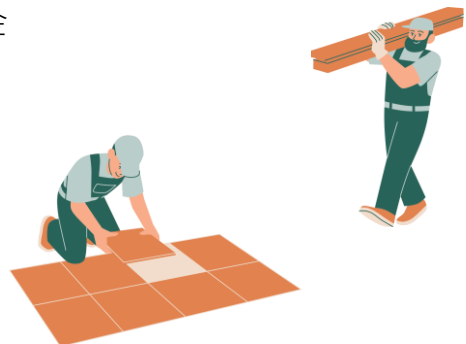


【7】空き家活用促進奨励補助金



【8】空き家バンク登録奨励金

【9】移住促進空き家リフォーム補助金



# 住むことと応援

## 住宅の耐震化を支援します！

【10】安全・安心住まいづくり支援事業

## 防災行政無線を設置します！

【11】防災行政無線戸別受信機設置事業

【12】防災行政無線戸別受信機タブレット型文字表示装置設置事業

## 生ごみの減量化・資源化を支援します！

【13】生ごみ処理機器等購入費助成事業



## 浄化槽の設置を支援します！

【14】浄化槽設置整備事業

## 浄化槽の維持・管理を支援します！



【15】浄化槽維持管理費助成事業

## 給水工事に係る費用の一部を支援します！

【16】給水工事助成事業

## その他支援

【17】有害鳥獣被害防止設備設置費補助金

# 働 く こ と 応 援




## 長崎県内への就職応援サイト！

- 【1】ながさき県内就職応援サイト「エヌナビ」による就職支援
- 【2】ハローワークの連絡先はこちら！

## 障がいのある方の就労を応援します


- 【3】障害者職場実習促進事業

## 雲仙市で農業を始めませんか！


-  【4】経営開始資金交付事業
-  【5】経営発展支援事業
-  【6】農業就業者確保育成対策事業



## 雲仙市で漁業を始めませんか！

-  【7】漁業と漁村を支える人づくり事業

## 農業施設等の導入を支援します！

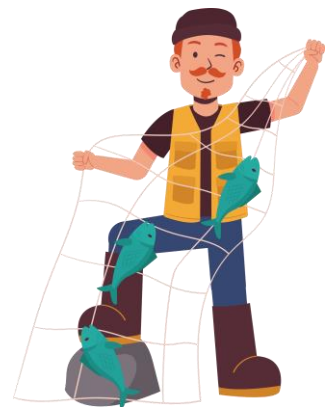
-  【8】新規就農移住促進事業

## 畜産の経営を支援します！

- 【9】長崎県畜産クラスター構築事業

## 農林水産業をされる方を応援します！

- 【10】光り輝く雲仙力アップ事業



# 働 く こ と 応 援

気候変動に対応する計画に対して支援します！

【11】ながさき農業気候変動総合対策事業

雲仙市内に居住し、市内の事業所に就職される方を応援します！



【12】新卒者等就職支援事業

雲仙市内で創業、新規出店される方を応援します！



【13】商工業活性化推進事業



融資の際に必要な信用保証料を支援します！

【14】中小企業対策事業（創業バックアップ資金保証料補給補助金）

機械設備等の導入を支援します！

【15】物価高騰対策中小企業設備投資等支援事業

中小企業の事業継承・事業の引継ぎの支援についてはこちら！

【16】長崎県事業承継・引継ぎ支援センター

経営のお悩み相談はこちら！

【17】長崎県よろず相談支援拠点



# 子育て応援

## 妊娠・出産・産後・乳児への支援！

- 【1】 こども家庭センター
- 【2】 不育症検査費用助成
- 【3】 多胎妊婦健康検査
- 【4】 妊婦一般健康検査
- 【5】 妊婦歯科健診
- 【6】 産婦健康診査
- 【7】 赤ちゃん支援金
- 【8】 乳児全戸訪問事業
- 【9】 新生児聴覚検査事業
- 【10】 未熟児を健やかに育てる事業
- 【11】 パパママひろば
- 【12】 産後ケア事業（生後1年未満）
- 【13】 予防接種
- 【14】 生活習慣改善事業
- 【15】 赤ちゃんとはじめての絵本応援事業
- 【16】 赤ちゃん健康相談
- 【17】 ふたごちゃんすくすく交流会
- 【18】 乳児一般健康診査（1歳未満）
- 【19】 1歳6ヶ月児健康診査
- 【20】 2歳児親子歯科健康診査
- 【21】 3歳児健康診査
- 【22】 5歳児健康診査
- 【23】 フッ化物塗布助成事業
- 【24】 乳幼児フッ化物普及啓発事業



# 子育て応援

## 子育て世帯への支援！

【25】子育てサポートセンター事業



【26】すこやか子育て支援事業

【27】市内の保育園（園）認定こども園の一覧

## 様々な手当！

【28】児童手当支給事業

【29】児童扶養手当支給事業

【30】特別児童扶養手当支給事業

【31】障害児福祉手当



## 小・中学生への支援！

【32】地域子ども教室推進事業

【33】準要保護就学援助事業



【34】学校給食費補助事業

## ひとり親家庭への支援！

【35】自立支援教育訓練給付金

【36】高等職業訓練促進給付金

【37】母子父子寡婦福祉資金

【38】母子寡婦福祉会

【39】母子家庭等児童助成事業







# 子育て応援

## 病気やけがの時

- 【40】 夜間や休日の小児救急相談は… # 8000
- 【41】 小児の日曜診療所があります！
- 【42】 諫早市こども準夜診療センターがあります！
- 【43】 乳幼児・子ども福祉医療費支給事業
- 【44】 ひとり親・寡婦福祉医療費支給事業
- 【45】 福祉医療費支給事業（障害者手帳をお持ちの方）
- 【46】 病児保育事業



## その他の支援

- 【47】 放課後児童健全育成事業
- 【48】 子育て家庭ショートステイ
-  【49】 奨学金返還支援金
-  【50】 雲仙市奨学資金貸付事業
-  【51】 小・中学生遠距離通学費補助
- 【52】 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業
-  【53】 保育園等副食費助成事業



## 悩んだときの相談窓口

- 【54】 子育て相談利用者支援事業
- 【55】 家庭児童相談室
- 【56】 家庭ホットライン
- 【57】 親子ホットライン
- 【58】 児童生徒サポートセンター事業



# そ の 他 応 援

地域づくり活動を支援します！

【1】地域づくり補助金

スポーツ・芸術・文化大会出場を支援します

【2】スポーツ大会出場激励費

【3】芸術文化大会出場激励費

健康診査を受けましょう！

【4】健康診査及びがん検診

【5】特定健康診査等事業



はり・きゅう・あん摩マッサージに係る費用を支援します！

【6】はり・きゅう及びあん摩マッサージ施術費助成事業

休日・祝祭日などの休日に受診できる医療機関はこちら！

【7】休日・祝祭日などの休日に受診できる医療機関

介護している方を応援します！

【8】家族介護支援対策事業

一人暮らしの高齢者を見守る支援をします！

【9】一人暮らし高齢者見守り支援事業



タクシーの利用料金を助成します

【10】高齢者タクシー助成事業

【11】障害者タクシー助成事業

認知症の方やその家族の方を支援します！

【12】認知症高齢者等個人賠償責任保険事業



# そ の 他 応 援

## 障がいのある方の自動車の免許取得、自動車の改造を支援します

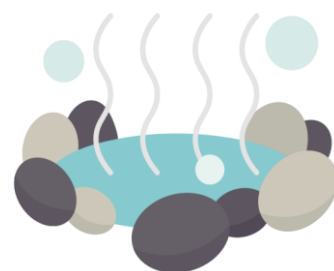
- 【13】 ①自動車運転免許取得事業  
②自動車改造助成事業

## 医療費を支援します！

- 【14】 福祉医療費支給事業

## ゆったり温泉！※嬉しい市民特典もあります！

- 【15】 国民宿舎望洋荘（小浜町）
- 【16】 雲仙市共同浴場浜の湯（小浜町）
- 【17】 みずほ温泉千年の湯（瑞穂町）
- 【18】 遊学の館（国見町）



## 婚活・結婚を応援します









- 【19】 結婚支援金
- 【20】 お見合いシステム登録促進補助金
- 【21】 婚活支援事業補助金











## その他の支援はこちら！

- 【22】 防犯灯設置費等補助金
- 【23】 住居確保給付金支給事業
- 【24】 生活困窮者自立相談支援事業
- 【25】 老朽危険空家等除却支援事業
- 【26】 危険ブロック塀等除却支援事業
- 【27】 ふれあい農園貸付事業





事業名	補助内容	二次元コード	担当課
<p>【1】 お試し住宅</p> 	<p>雲仙市への移住を希望されている方の移住に対する不安を解消するため、雲仙市での生活を体験してみませんか？</p> <p>※お試し住宅の利用期間は2日以上14日以内で、利用料は光熱水費を含め、「無料」となります。</p> <p>ただし、飲食費、日常生活に係る諸費用、交通費寝具のクリーニング費用（施設備え付けのものを使用した場合）については利用者本人のご負担となります。</p>		
<p>【2】 移住支援金 (地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金)</p>	<p>■対象者 以下のすべてに該当し、関係人口や就業、創業等の要件に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雲仙市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し東京23区内に通勤していた者</li> <li>・雲仙市に住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区内に在住または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し東京23区内に通勤していた者</li> <li>・申請時において、雲仙市へ転入後3ヶ月以上1年以内であること</li> </ul> <p>■支援内容 複数世帯は上限100万円+18歳以下の子ども1人につき100万円 (単身の場合は上限60万円)</p> <p>※本制度は要件が複雑なので、右記QRコードより要件等をご確認ください。</p>		
<p>【3】 定住促進 奨励補助金</p> 	<p>≪新築住宅取得補助金≫</p> <p>■内 容 次の①と②の合計金額を5か年間支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①取得した住宅に係る固定資産税の2分の1相当額 (上限10万円、1,000円未満切捨て)</li> <li>②18歳以下の子ども1人につき1万円</li> </ul> <p>■対象者 雲仙市に新しく家を建てられた方</p> <p>≪中古住宅購入補助金≫</p> <p>■内 容 次の①と②の合計金額を1回支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①購入金額に相当する額、または10万円のいずれか低いほう (1,000円未満切捨て)</li> <li>②18歳以下の子ども1人につき1万円</li> </ul> <p>■対象者 雲仙市内の中古住宅を購入された方</p>		<p>地域づくり推進課 移住・定住・ 婚活推進班</p>
<p>【4】 若者Uターン 家賃補助金</p> 	<p>■事業対象 若者（18歳以上35歳以下）を含む市外からの転入世帯 雲仙市内の賃貸住宅に入居し、3年以上定住する方などの要件があります。 ※勤務先等から住宅手当を受給している場合は補助金の交付対象外となります。</p> <p>■事業内容 市外から雲仙市へ転入し、雲仙市内の賃貸住宅へ入居する場合、家賃月額の1/2を12か月分支援します。</p> <p>○補助上限額：月額15,000円</p> <p>(居住の用に供するために転入前90日以降に賃貸借契約を締結した市内の住宅を対象とします。なお、市営住宅等の公的賃貸住宅および、3親等内の親族が所有及び経営する賃貸住宅は対象外となります。)</p>		
<p>【5】 結婚新生活 支援補助金</p>	<p>■対象者 新たに婚姻をした夫婦に対し、住宅の購入費、住居の家賃、引越費用等を支援します。ただし、夫婦所得が500万円未満の夫婦に限ります。</p> <p>■支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・29歳以下60万円</li> <li>・30歳以上39歳以下30万円</li> </ul> <p>※婚姻時の年齢とし、夫婦いずれか高い方の年齢に応じて区分します。 右記QRコードより要件等をご確認ください。</p>		



事業名	補助内容	二次元コード	担当課
<p>【6】 空き家バンク</p> 	<p>空き家の所有者と空き家を探している方のため、情報を公開しています。 空き家の情報登録、利用のご相談お待ちしております。</p>		
<p>【7】 空き家活用 促進奨励補助金</p> 	<p>≪家財道具等片付け補助金≫  <b>■内容</b>：市内の空き家の売買契約が成立又は、市の空き家バンクに登録された物件の賃貸借契約が成立したときに、家財道具等の搬出、片付けに要する費用を助成します。（上限10万円）  <b>■対象者</b>：市内の空き家を貸す方、売る方</p> <p>≪空き家物件調査補助金≫  <b>■内容</b>：空き家を安心して活用できるようにするため、空き家バンクへ登録する際に、不動産業者が実施する空き家の状態確認調査費用を助成します。（上限7千円）  <b>■対象者</b>：市内の空き家を貸したい方、売りたい方</p> <p>≪空き家仲介手数料補助金≫  <b>■内 容</b>：空き家バンク入居者等に対し、不動産業者に支払った仲介手数料を支援します。（上限10万円）  <b>■対象者</b>：市内の空き家を購入または賃借した方</p>	    	
<p>【8】 空き家バンク 登録奨励金</p> 	<p><b>■事業対象</b>          空き家バンクに登録した空き家所有者          空き家バンク登録を促した空家等管理活用支援法人</p> <p><b>■事業内容</b>          空き家バンクに登録し、空き家利用希望者との間で売買契約、賃貸借契約等が成立した場合、登録奨励金を交付します。1軒の空き家につき5万円</p>		地域づくり推進課 移住・定住・ 婚活推進班
<p>【9】 移住促進空き家 リフォーム補助金</p>	<p><b>■事業対象</b>  <input type="checkbox"/>市外からの移住希望者と賃貸借契約を締結する空き家所有者。          （10年以上市外からの移住者に賃貸する要件あり）  <input type="checkbox"/>市外から空き家を購入もしくは贈与により取得し、または賃借する空き家利用希望者で10年以上定住し、自治会に加入を誓約する者。（申請時点で転入から2年以内または転入見込みの利用希望者）  <input type="checkbox"/>空き家を空き家利用希望者に対し10年以上転貸しようとする空家等管理活用支援法人（指定制度において指定が必要。）          ※本人及び配偶者が所有する物件は対象外となります。</p> <p><b>■事業内容</b>          雲仙市空き家バンクに登録されている一戸建の住宅の改修費用の一部を補助します。</p> <p>●所有者、利用希望者の場合          ⇒対象事業費の1/2相当額、上限30万円</p> <p>●空家等管理活用支援法人の場合          ⇒2/3相当額、上限80万円          ※空き家バンク登録物件の場合、上限20万円を加算することができます。</p>		
<p>【10】 安全・安心住まい づくり支援事業</p>	<p><b>■対象者</b>          雲仙市内に住宅を所有し、現にその住宅に居住している方（今後、居住することが確実な方を含む）で、耐震にかかる診断や改修工事等を行う方</p> <p><b>■対象住宅</b>          雲仙市内にある平成12年5月31日以前に着工した1戸建てで、3階建て以下の木造住宅（平成12年6月1日以降に増築された住宅は対象外）</p> <p><b>■支援内容</b>          耐震診断費用、耐震改修計画作成費用、耐震改修工事費用の一部を補助します。  <b>《耐震診断費助成》</b>          ・耐震診断にかかる費用136,000円に対し、113,000円を補助します。  <b>《耐震改修計画作成費補助金》</b>          ・診断の結果、耐震性が低い住宅に対し、耐震改修計画作成費用の一部を補助します。（補助率：2/3、補助額：上限7万円）  <b>《耐震改修工事費補助金》</b>          ・耐震改修計画に基づく耐震改修工事費用の一部を補助します。（補助率：3/4、補助額：上限90万円）</p>		建築課 建築指導班

事業名	補助内容	二次元コード	担当課
<p>【11】 防災行政無線 戸別受信機設置事業</p>	<p>■対象者 雲仙市にお住まいの方（各世帯1台）</p> <p>■支援内容 防災行政無線の個別受信機の設置（機器の無償貸与） 設置に係る工事費（個人負担なし）</p>		<p>防災安全課 危機管理班</p>
<p>【12】 防災行政無線 戸別受信機 タブレット型文字 表示装置設置事業</p>	<p>■対象者 雲仙市にお住まいの方で聴覚に障がいをお持ちの方（障害者手帳所持者）</p> <p>■支援内容 防災行政無線の個別受信機及びタブレット型文字表示装置の設置（機器の無償貸与） 設置に係る工事費（個人負担なし）</p>	<p>担当課へお問 い合わせくだ さい</p>	<p>防災安全課 危機管理班</p>
<p>【13】 生ごみ処理機器等 購入費助成事業</p>	<p>■支援内容 生ごみ処理機器等の購入にかかる費用を補助します。（購入費の1/2）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ処理容器 1個につき上限5千円（2個まで）</li> <li>・電気式生ごみ処理機 上限4万円（1台まで）</li> <li>・ダンボールコンポスト 1セットにつき上限千円（年間2セットまで）</li> </ul>		<p>環境政策課 環境政策班</p>
<p>【14】 浄化槽等設置 整備事業</p>	<p>■事業対象 下水道等区域外で合併浄化槽を設置する方</p> <p>■支援内容 浄化槽設置工事に係る費用の一部を補助します。</p>		<p>環境政策課 環境政策班</p>
<p>【15】 浄化槽維持管理費 助成事業</p> 	<p>■事業対象 下水道等区域外で合併浄化槽を管理されている方</p> <p>■支援内容 検査及び清掃を実施した業者に対し、市が費用の一部を業者へ助成金を支払います。</p>		<p>環境政策課 環境政策班</p>
<p>【16】 給水工事助成事業</p>	<p>■事業対象 新規給水工事申込者（個人）で、公道部分に布設する給水管の布設延長が20m以上（1件当たり50m以内）ある場合</p> <p>■支援内容 新規給水工事申込者に対し、給水管を布設する材料費用の一部（上限50,000円）を助成し、定住・移住の促進を図ります。</p>		<p>水道課 給水班</p>
<p>【17】 有害鳥獣被害防止 設備設置費補助金</p>	<p>■対象者 有害鳥獣被害の生活区域への拡大防止に取り組む者 ※市民が居住する住宅（集合住宅を含む。）に限る。</p> <p>■支援内容 被害防止設備の設置にかかる経費の一部を予算の範囲内で補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資器材の購入に要する経費</li> <li>・ワイヤーメッシュ柵の設置に要する経費</li> </ul> <p>補助率：1/3（資材の購入のみの場合は2/3）、補助額：上限10万円</p>	<p>担当課へお問 い合わせくだ さい</p>	<p>防災安全課 市民安全班</p>



事業名	補助内容	二次元コード	担当課
<p><b>【1】</b> ながさき県内 就職応援サイト 「エヌナビ」に よる就職支援！</p>	<p>■支援内容 「エヌナビ」は、長崎県が提供するインターネット上の求人・求職者情報提供サービスです。 求職者に対しては、県内企業の情報や求人情報を提供し、県内企業に対しては、求職者情報を提供することで、県内における求人・求職者のマッチングを促進します。</p> <p>■お問い合わせ（担当） 長崎県 産業労働部未来人材課 095-895-2731</p>		
<p><b>【2】</b> ハローワークの 連絡先はこちら！</p>	<p><b>【ハローワーク諫早】</b> ■管轄エリア：諫早市、雲仙市 ■開庁時間：平日（年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 ■電話：0957-21-8609</p> <p><b>【ハローワーク島原】</b> ■管轄エリア：島原市、南島原市 ■開庁時間：平日（年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 ■電話：0957-63-8609</p>		<p>商工労政課 商工労政班</p>
<p><b>【3】</b> 障害者職場 実習促進事業</p>	<p>■対象者 ①雲仙市内に住所を有し、身体・療育・精神保健福祉手帳をお持ちの方で、障害者就業・生活支援センターに登録されている満18歳以上の方 ※身体・療育・精神保健福祉手帳については、必須でなく、障害者就業・生活支援センター登録のみでも可能です。（登録には診断書等が必要な場合があります。）</p> <p>②障害者職場実習を受け入れた市内外の企業</p> <p>■支援内容 職場実習を利用される方には交通費を助成し、実習の受け入れ企業には奨励金を支給します。※実習期間は5日以上で1か月間を上限とします。</p> <p>《職場実習交通費助成》 実習生の自宅から実習先の事業所までに要した交通費を助成します。 ・交通費……1日2,000円を上限（距離要件有）</p> <p>《職場実習奨励金》 実習を受け入れた企業に対し、実習生1人あたり1日2,000円を支給します。</p>		<p>福祉総務課 障がい班</p>
<p><b>【4】</b> 経営開始資金 交付事業</p> 	<p>■対象者 就農時49歳以下の『認定新規就農者』</p> <p>■支援内容 認定新規就農者に、年間165万円を給付します。 ・給付期間…最長3年間</p>		
<p><b>【5】</b> 経営発展支援事業</p> 	<p>新規就農の初期投資（機械・施設等）を支援（最大900万円の補助）</p>		<p>農林課 経営支援班</p>
<p><b>【6】</b> 農業就業者確保 育成対策事業</p> 	<p>■対象者 新規就農を希望し、かつ市内の農業者から研修を受ける方 次の要件にすべて満たすものとする。 ①事業完了後、市内に在住し、及び就農すること。 ②準備型交付金の研修計画を提出し、県の承認を受けていること。 ③県の技術習得支援事業に応募し、及び合格すること。 ④農業に係る知識及び技術の習得だけでなく、地域の行事、他の農業者との交流等へ積極的に参加すること。</p> <p>■支援内容 月額最大5万円を支援（県の支援12.5万円/月との併給可能） ・最長2年間 ・事業内容について要件等がありますので、担当課へお尋ねください</p>		










事業名	補助内容	二次元コード	担当課
<p>【7】 漁業と漁村を支える人づくり事業</p> 	<p>■対象者 新規に漁業就業を希望する45歳未満の方</p> <p>■支援内容 新規漁業研修者に月額最大15万円を支援 ・ 給付期間最長3年間</p>		<p>農漁村整備課 水産班</p>
<p>【8】 新規就農移住促進事業</p> 	<p>■対象者 雲仙市外から移住してきた新規就農者で、住民票を移して5年以内でかつ、市の認定新規就農者の認定を受けた者で、当該認定後5年未満のものとする。</p> <p>■支援内容 農業機械購入・ハウス等施設借上に要する費用の1/2補助・営農開始に必要な資材等購入費（補助上限：機械購入150万、施設借上50万円、営農開始に必要な資材等購入費20万円）</p>	<p>担当課へ お問い合わせ してください</p>	<p>農林課 経営支援班</p>
<p>【9】 長崎県畜産クラスター構築事業</p>	<p>■対象者 畜産クラスター計画に位置付けられた中心的経営体等</p> <p>■支援内容 家畜飼養施設等の整備及び補改修にかかる費用について補助金を交付します。 （補助率：6/10以内）</p>		<p>農林課 畜産振興班</p>
<p>【10】 光り輝く雲仙力アップ事業</p>	<p>■対象者 認定新規就農者、認定農業者、一般農林水産業者、任意団体等</p> <p>■応援内容 担い手育成に関する支援、移住就農者支援、労力軽減に関する支援、経営コスト削減に関する支援、農地の利活用に関する支援、産地力アップに関する支援など、事業ごとに内容が異なりますので、担当課へお尋ねください。</p>		<p>農林課 経営支援班 畜産振興班 林務班  農漁村整備課 水産班</p>
<p>【11】 ながさき農業気候変動総合対策事業</p>	<p>■対象者 産地計画書を策定している農業者で組織する団体及び農業生産法人等</p> <p>※事業メニューによって、対象者が異なります。</p> <p>■支援内容 産地計画を策定している産地の構成員が、気候変動に対応する品種や技術等の導入を行おうとする計画に対して補助金を交付します。</p> <p>※各対象事業により補助率が異なりますので、詳しくは担当課へお尋ねください。</p>	<p>担当課へ お問い合わせ ください</p>	<p>農林課 経営支援班 畜産振興班</p>















事業名	補助内容	二次元コード	担当課
<p>【12】 新卒者等 就職支援金</p> 	<p>■対象者：以下のいずれかに該当する方</p> <p>①市内事業所に就職した、新規学卒者（高校、専門学校、大学等を令和6年度又は令和7年度に卒業した方）で、市内に在住する18歳以上35歳以下の方。 ただし、市内事業所において、以前雇用保険に加入したことが無い方に限る。</p> <p>②当該年度の4月1日以降に本市へ転入し、市内事業所において就職した18歳以上35歳以下の中途採用者の方。ただし市内事業所において、以前、雇用保険に加入したことが無い方に限る。</p> <p>③当該年度の4月1日現在、市内に居住する方で、市外事業所から市内事業所に就職した18歳以上35歳以下の転職者の方。ただし市内事業所において、以前雇用保険に加入したことが無い方に限る。</p> <p>■支援内容 12万円（3か年で合計36万円）の就職支援金を支給します。</p>	<p>担当課へ お問い合わせ ください</p>	
<p>【13】 商工業活性化 推進事業</p> 	<p>■対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雲仙市内で創業（創業後5年以内）を行おうとする方</li> <li>・雲仙市内の新規出店者</li> <li>・雲仙市内の商工業者等</li> </ul> <p>■支援内容</p> <p>《新規出店者支援事業》 新築や改築、改修費の一部を補助 （補助率：1/2、補助額：上限100万円）</p> <p>《創業支援事業》 創業に取り組む経費（施設費、許可費用、販路開拓費、広告宣伝費など）の一部を補助（補助率：1/2、補助額：上限50万円）</p> <p>《持続化支援事業》 機械設備購入費や販路開拓、広告宣伝費等にかかる費用の一部を補助 （補助率1/2、補助額：上限15万円）</p> <p>《雇用対策事業》 市内事業者の雇用対策（採用活動、求人情報の発信等）に要する費用の一部を補助 （補助率：1/2、補助額：上限30万円）</p> <p>《事業承継支援事業》 市内事業者の事業承継に要する費用（営業許可等の手続費用、看板のリニューアル等の改修工事費等）の一部を補助 （補助率：1/2、補助額：上限50万円）</p> <p>《魅力ある職場づくり支援事業》 従業員のキャリアアップのために実施する研修や資格取得、休憩室等の整備に要する費用の一部を補助（補助率：1/2（資格取得は2/3）、補助額：上限30万円）</p> <p>《にぎわい創出事業》 商店街等が実施する集客やイメージアップを図るための広告宣伝費等の一部を補助（補助率：2/3、補助額：上限30万円） ※長崎県の商店街再生プロジェクト支援事業を活用する場合は、長崎県が定める要綱に規定のとおり</p> <p>※要綱を改正予定ですので、担当課へお問い合わせください。</p>		<p>商工労政課 商工労政班</p>
<p>【14】 中小企業対策事業 （創業バックアップ 資金保証料補給補助金）</p>	<p>■対象者 雲仙市内において新たに創業する方、または創業後一定期間未満の方で長崎県創業バックアップ資金制度により融資を受けた方</p> <p>■支援内容 融資の際に必要な信用保証料相当分を市が創業者に補助することで保証料の負担を軽減します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助期間…融資実行日から5年以内（補助率：信用保証料0.4%までの部分）</li> </ul>	<p>担当課へ お問い合わせ ください</p>	






事業名	補助内容	二次元コード	担当課
<p>【15】 物価高騰対策 中小企業設備 投資等支援事業</p>	<p>《機械設備等導入支援事業》 「生産性の向上」や「省力化」、「業務効率化」を目的に「新規設備（機械設備やシステム等）の導入を行う事業者に対し、費用の一部を補助 （①補助率：1/2、補助額：上限 50万円 下限 25万円） （②補助率：1/2、補助額：上限100万円 下限 50万円） （③補助率：1/5、補助額：上限500万円 下限100万円） ※事業内容により、補助率及び補助額が異なります。</p> <p>《資格取得支援事業》 従業員の能力向上又は業務上必要な資格取得等に要する費用の一部を補助 （補助率：1/2、補助額：上限30万円） ※従業員の賃上げが要件</p> <p>令和8年度の単年度事業となります。</p>	<p>担当課へ お問い合わせ ください</p>	
<p>【16】 長崎県事業承継・ 事業引継ぎ支援 センター</p>	<p>中小企業の事業承継・事業の引継ぎについては、「長崎県事業承継・引継ぎ支援センター」へご相談ください。</p> <p>■相談日 平日（年末年始を除く）※相談は無料、要予約。</p> <p>■相談時間帯 午前9時00分～午後5時00分</p> <p>■電話 095-895-7080</p>		<p>商工労政課 商工労政班</p>
<p>【17】 長崎県よろず 相談支援拠点</p>	<p>【長崎県よろず相談支援拠点】 売上拡大や経営改善、新規創業など、皆さまの経営上のお悩みに中小企業庁から認定を受けた各種専門家がピンポイントで対応します。</p> <p>さらに、必要に応じて各外部機関と連携しながら課題解決へ向けての取り組みも行います。</p> <p>■電話 095-828-1462（完全予約制）</p>		










事業名	補助内容	二次元コード	担当課
【1】 こども家庭センター	■妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供し、各種のご相談に応じます。		子ども支援課
【2】 不育症検査費用助成	■現在研究段階にある不育症検査（保険適用を見据え先進医療として実施されるもの）を受ける者の経済的負担を軽減するため、検査に要した費用の一部を助成します。	担当課へお問い合わせください	
【3】 多胎妊婦健康診査	■多胎児を妊娠した妊婦が、妊婦一般健康診査に加えて受診する多胎妊婦健康診査について、受診費用を償還払いにより助成します。	担当課へお問い合わせください	
【4】 妊婦一般健康診査	■妊婦一般健康診査の費用を「妊婦一般健康診査受診票」により、14回助成します。		子ども支援課 子ども健康班
【5】 妊婦歯科健診	■妊娠期の歯の健康のために、歯科健診を妊娠中に1回受診できます。		
【6】 産婦健康診査	■母子健康手帳を交付するときに発行する「産婦健康診査受診票」を利用して出産後2か月未満に2回受診できます。		
【7】 赤ちゃん支援金 	■対象者 出生後1年以内の赤ちゃんの保護者。 雲仙市の同じ住所に住民票があり、3年以上市内に居住することなどの条件があります。  ■支援内容 出産し市内に定住される方々の経済的な負担を軽減するため、「赤ちゃん支援金」として20万円交付いたします。※子ども1人あたり		地域づくり推進課 移住・定住・婚活推進班
【8】 乳児全戸訪問事業	■保健師、助産師、母子保健推進員がご自宅へお伺いし相談に応じます。		
【9】 新生児聴覚検査事業	■新生児の聴覚検査費を助成します。（助成額：1検査 3,000円）		
【10】 未熟児を健やかに育てる事業	■未熟児の入院に係る医療費の助成を行い、保健師等による家庭訪問を行います。		子ども支援課 子ども健康班
【11】 パパママひろば	■妊婦さんとその家族の方を対象とした出産に備えた教室です。		
【12】 産後ケア事業（生後1年未満）	■対象 雲仙市にお住いの、産後1年未満のお母さんと赤ちゃん  ■内容 授乳相談やおっぱいケア、沐浴、育児相談など ①訪問ケア：助産師が家庭を訪問します。①②合わせて6回まで。 ②デイケア：協力産婦人科医院等でサービスを受けます。①②合わせて6回まで。 ③ショートステイ：協力産婦人科医院に宿泊しサービスを受けます。利用者負担金はサービス内容により異なります。1回の出産につき1泊2日を6回。		

事業名	補助内容	二次元コード	担当課
【13】 予防接種	<p>■定期予防接種</p> <p>■任意予防接種…インフルエンザ予防接種費用を一部助成します。 (生後6か月～中学3年生まで)</p> <p>■造血細胞移植後の予防接種再接種費用助成…造血細胞移植等により、移植前に接種した定期予防接種の効果が期待できず再接種の必要があるとき、接種費用を助成します。</p>		子ども支援課 子ども健康班
【14】 生活習慣改善事業	<p>■乳幼児と保護者を対象に「早寝・早起き・朝ごはん」をテーマにした健康教育を行います。</p>	担当課へお問い合わせください	
【15】 赤ちゃんとはじめての絵本応援事業	<p>■赤ちゃん健康相談(生後3～4ヶ月児)のときに市民ボランティアによる赤ちゃんへの絵本の読み聞かせと、絵本1冊とおすすめ絵本リスト等を入れたコットンバッグ(ブックスタート・バッグ)をプレゼントします。</p>		生涯学習課 生涯学習班
【16】 赤ちゃん健康相談	<p>■1歳未満児とその保護者を対象に、身体計測や育児相談、栄養(離乳食)相談、歯科相談、子育て支援情報の提供等を実施します。</p>		
【17】 ふたごちゃん すくすく交流会	<p>■「こんな時、みんなどうしてる？」 泣いて笑ってまた泣いて。時々ママも一緒に泣いて。まいにち大変ですね。同じ思いを抱えたパパやママがいます。一緒におしゃべりしませんか？</p>		
【18】 乳児一般健康診査 (1歳未満)	<p>■母子健康手帳を交付するときに発行する「乳児一般健康診査受診票」(3回分)を利用して、医療機関で受けましょう！</p>		
【19】 1歳6か月児 健康診査	<p>■身体測定や運動・精神発達の確認、診察、各種健康相談(保健・栄養・歯科)、歯科健診を行っています。 ■健診会場で希望者へのフッ化物塗布を実施しています。</p>		
【20】 2歳児親子 歯科健康診査	<p>■お子さんと保護者の歯科健診、相談を行っています。 ■健診会場で希望者へのフッ化物塗布を実施しています。</p>		
【21】 3歳児健康診査	<p>■身体測定や運動・精神発達の確認、診察、各種健康相談(保健・栄養・歯科)、歯科健診を行っています。 ■健診会場で希望者へのフッ化物塗布を実施しています。</p>		
【22】 5歳児健康診査	<p>■保護者及び通所している保育所等への質問票による健診を行っています。</p>	担当課へお問い合わせください	子ども支援課 子ども健康班
【23】 フッ化物塗布 助成事業	<p>■フッ化物塗布助成券2回分交付(全額を助成)</p>		
【24】 乳幼児フッ化物 普及啓発事業	<p>■保育所(園)、認定こども園等でのフッ化物洗口事業を推進します。</p>		
【25】 子育てサポート センター事業	<p>■子育てを「応援して欲しい人」と「応援したい人」が登録して、お互い助け合いながら、地域の中で育児の相互援助活動を行う会員制の組織です。援助を受けた会員は、協力してくれた会員に規定の報酬と実費を払います。</p> <p>■乳児(生後6か月)から小学6年生までが対象です。</p> <p>■援助できる事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所や認定こども園、放課後児童クラブの送迎やその後の預かり援助</li> <li>・保護者の病気や急用時の援助 など</li> </ul> <p>■お問い合わせ(担当)</p> <p>雲仙市子育てサポートセンター TEL:0957-47-7874(直)、0957-36-2500(代) (健康福祉部子ども支援課内)</p>		

事業名	補助内容	二次元コード	担当課
<b>【26】</b> すこやか 子育て支援事業 	■ 第2子以降が保育所や認定こども園に入園したときの保育料を免除します。 ■ 入所申込時に申請してください。		
<b>【27】</b> 市内の保育所 (園) 認定こども 園の一覧	市内の保育所(園) 認定こども園の一覧はこちら →		
<b>【28】</b> 児童手当 支給事業	■ 高校生年代までの児童を養育している家庭に対し、手当を支給します。 ■ 支給額 ・ 0歳～3歳未満(第1子・2子:1万5千円/月、第3子以降:30,000円/月) ・ 3歳～高校生年代まで(第1、2子:1万円/月、第3子以降:30,000円/月)		子ども支援課 子育て支援班
<b>【29】</b> 児童扶養手当 支給事業	■ 父または母がいない家庭、父または母が一定の障害の状態にある家庭などで18歳未満の児童を養育している人に対して手当を支給します。 (所得状況に応じて支給額が異なります。) ■ 支給額 全額支給48,050円(月額)、一部支給 48,040円～11,340円(月額) 第2子、第3子以降の児童には加算があります。※支給額については担当課へお尋ねください。		
<b>【30】</b> 特別児童扶養手当 支給事業	■ 重度障害または中度障害のある20歳までの子どもを養育している方に対し、手当を支給します。 ■ 所得制限やその他の支給要件がありますので、担当課へお問い合わせください。		
<b>【31】</b> 障害児福祉手当	■ 重度の障害があるため、日常生活において常時の介護が必要な20歳未満の在宅の方に対し、手当を支給します。 ■ 所得制限やその他の支給要件がありますので、担当課へお問い合わせください。		福祉総務課 障がい班
<b>【32】</b> 地域子ども 教室推進事業	■ 地域の人材を生かし、主に土曜日に公民館等で子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供します。 ■ 開催時期は、地区によって異なりますので、担当課にお尋ねください。		生涯学習課 生涯学習班
<b>【33】</b> 準要保護就学 援助事業	■ 経済的理由で小・中学校に在学する子どもの就学の費用に困っている保護者に、学用品費、学校給食費などの費用の一部を援助します。		学校教育課 学事班
<b>【34】</b> 学校給食費 補助事業 	■ 保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを目指すことを目的として、学校給食費等の補助を行います。		
<b>【35】</b> 自立支援教育訓練 給付金	■ ひとり親家庭の親が就職やキャリアアップのために、あらかじめ指定されている教育訓練講座を受講した場合、受講に要した経費の一部を支給します。		
<b>【36】</b> 高等職業訓練 促進給付金	■ ひとり親家庭の親が専門的な資格取得を目指して、6カ月以上養成機関で修業する場合に、生活費の一部を支給します。		子ども支援課 子育て支援班
<b>【37】</b> 母子父子寡婦 福祉資金	■ ひとり親家庭の親、寡婦、父母のいない子どもの経済的自立を応援するために、貸付を行います。 ■ 貸付金の種類や貸付期限などについては、担当課にお問い合わせください。		

事業名	補助内容	二次元コード	担当課
<p>【38】 母子寡婦福祉会</p>	<p>■母子家庭の母や、寡婦の人たちで組織されている福祉団体です！共に励ましあい、助け合いながら研修会や親子活動などを通して、仲間づくりを行っています。</p> <p>■年会費：1,000円</p>		
<p>【39】 母子家庭等 児童助成事業</p>	<p>■児童の放課後児童クラブの利用料の一部を助成します。（月額上限5,000円）</p> <p>次のいずれかに該当する放課後児童クラブを利用しているひとり親家庭</p> <p>①児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けている。 ②生活保護の支給を受けている。 ③公的年金及び遺族補償を受けており、前年の所得が児童扶養手当の一部支給停止の所得制限未満。</p>		<p>子ども支援課 子育て支援班</p>
<p>【40】 夜間や休日の小児 救急相談は・・・ #8000</p>	<p>■夜間や休日のお子さんの救急医療（病気、けが、応急処置など）に関することを電話で対応します。</p> <p>■毎日午後6時から翌朝8時まで、日曜祝日は全日</p> <p>■相談される場合は、「#（シャープ）8000」にお電話ください。</p>		
<p>【41】 小児の日曜診療所 があります！</p>	<p>■対象者：15歳（中学生以下）までの小児の内科疾患（やけど、骨折などの外科疾患は除きます。）</p> <p>■診療時間：土曜日午後6時～日曜日午後5時 ※電話受付時間：土曜日午後5時30分～日曜日午後4時30分 ※必ず電話による受付後、来院してください。 ※日曜日以外の祝日の診療は行っていません。</p> <p>■電話番号：0957-63-0202</p> <p>■診療場所：長崎県島原病院 小児科外来室（島原市下川尻町7895番地）</p> <p>■持参するもの：マイナンバーカードなど健康保険が確認できるもの、母子健康手帳、福祉医療費受給者証、服用中の薬がわかるもの</p>	<p>長崎県 島原病院へ お問合せ ください</p>	<p>健康づくり課 健康推進班</p>
<p>【42】 諫早市こども準夜 診療センターが あります！</p>	<p>■対象者：15歳（中学生以下）までの小児の内科疾患の急病者（やけど、骨折などの外科疾患は除きます。）</p> <p>■診療日：毎日</p> <p>■診療時間：午後8時～午後11時</p> <p>■診療受付：午後8時～午後10時45分までに来院し、受付を済ませてください。 ※必ず電話で症状を伝え、来院してください。</p> <p>■電話番号：0957-22-1380</p> <p>■診療場所：諫早総合病院 整形外科外来（1階） （夜間受付窓口で受付してください。）</p> <p>■持参するもの：マイナンバーカードなど健康保険が確認できるもの、母子健康手帳、福祉医療費受給者証、服用中の薬がわかるもの ※悪天候等により、休診となる場合があります。</p>		
<p>【43】 乳幼児・子ども福祉 医療費支給事業</p>	<p>■18歳に達する日以降の3月31日までの間にある子どもの入院、通院等の医療費を助成します。</p> <p>■助成額：個人負担（1医療機関1日800円、月上限1,600円）を控除した額</p> <p>■助成方法：長崎県内の医療機関等（一部を除く）での保険診療については、「受給者証」を提示することで、個人負担額までのお支払いで受診ができます。 ※受診する医療機関等によっては、領収書による申請が必要な場合があります。</p>		<p>子ども支援課 子育て支援班</p>
<p>【44】 ひとり親・寡婦福祉 医療費支給事業</p>	<p>■ひとり親家庭で18歳に達する日以降の3月31日までの間にある子ども及びその子どもを監護する母・父の通院・入院した場合の医療費を助成します。</p> <p>■助成については、所得制限がありますので担当課にお問い合わせください。</p>		

事業名	補助内容	二次元コード	担当課
<p>【45】 福祉医療費 支給事業 (福祉総務課)</p>	<p>■入院・通院の助成があるもの：身体障害者手帳1・2・3級、療育手帳A1・A2・B1の方</p> <p>■通院のみ助成があるもの：精神障害者保健福祉手帳1級の方</p> <p>■助成割合については、条件等により異なりますので、担当課にお問い合わせください。</p>		<p>福祉総務課 障がい班</p>
<p>【46】 病児保育事業</p>	<p>■病気、回復期にある小学6年生までの子どもの世話ができない時、子どもをお預かりします。</p> <p>■利用方法：事前に市に登録。利用の際には医療機関で入院の必要がないことの診断を受け、実施事業者に申し込んでください。</p> <p>施設型：くにみ子ども園病後児保育センター TEL：0957-78-2286 えとう病後児サポートルーム（恵燈保育園内） TEL：0957-61-1020</p> <p>訪問型：長崎県看護協会病児・病後児保育サポートセンター （保育者が家庭を訪問してお世話をします。） TEL：0957-25-0807</p>		<p>子ども支援課 子育て支援班</p>
<p>【47】 放課後児童 健全育成事業</p>	<p>■事業の対象：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童</p> <p>■制度の内容：児童の健全な育成を図るため、児童に対して遊びや生活の場を提供します。 ※詳しくは担当課へご相談ください。</p>		
<p>【48】 子育て家庭 ショートステイ</p>	<p>■家庭での子育てが一時的に困難になった場合に、児童福祉施設で保護者に代わって一定期間児童を養育します。</p>	<p>担当課へお問い合わせください</p>	
<p>【49】 奨学金 返還支援金</p> 	<p>■ 事業対象 ※公務員は対象となりません。 ・承認申請時点で雲仙市に定住し、承認決定の日から5年経過後の翌年度末まで定住する方 ・承認申請および交付申請時に就労している方（パート、アルバイトも可） ・奨学金等を自ら返還する方 ・奨学金の返還について返還補助や返還免除等を受けていない方 ・居住している地区の自治会に加入し活動に参加している方 など</p> <p>■対象となる奨学金 公益財団法人長崎県育英会、独立行政法人日本学生支援機構、社会福祉協議会、地方公共団体</p> <p>■支援内容 承認決定日の翌月以後60月の期間の返還金の2分の1に相当する額（上限30万円）を支援します。</p>		<p>地域づくり 推進課 移住・定住・ 婚活推進班</p>
<p>【50】 雲仙市奨学 資金貸付事業</p> 	<p>■事業の対象：扶養者が1年以上市内に住民登録しており、経済的な理由により修学が困難で、学業・人物ともに奨学生としてふさわしい方（大学、専門学校、高等学校等に在籍している方）</p> <p>■制度の内容：次の奨学資金を貸与します。 ・大学等 月額2万円以内 ・専門学校等 月額1万5千円以内 ・高等学校 月額1万2千円以内</p> <p>※貸付は無利子です。 ※他の奨学制度との重複貸与ができません。</p>		<p>総務課 総務班</p>

事業名	補助内容	二次元コード	担当課
<p>【51】 小・中学生遠距離 通学費補助</p> 	<p>■対象者 小中学校への通学が一定の距離を超える児童・生徒への保護者 (小学生は、片道3km以上 中学生は、片道5km以上)</p> <p>※学校統廃合に伴う定期券給付など他の補助制度を受けて通学している場合、雲仙市のスクールバスを利用して通学している場合および特別な事情がなく校区外から通学している場合は、この補助金の対象になりません。ただし、特別な事情によりやむを得ず校区外から就学をしている場合は、教育委員会総務課へご相談ください。</p> <p>■支援内容 通学距離に応じた下記の額を補助します。 ・小学生：3km～4km未満…年額 5,000円、4km以上 …年額 7,000円 ・中学生：5km～6km未満…年額 9,000円、6km以上 …年額11,000円</p>		<p>総務課 総務班</p>
<p>【52】 軽度・中等度 難聴児補聴器 購入費助成事業</p>	<p>■対象者：以下の全てに該当する方 ①雲仙市に住所を有する18歳未満の方。 ②両耳の聴力レベルがそれぞれ30 dB以上の方。 (ただし、指定医師が必要と認める場合はこの限りではありません。) ③身体障害者手帳の対象者でない方。 ④補聴器の装用に言語の習得等一定の効果があると医師から判断された方。</p> <p>■支援内容：補聴器の購入にかかる費用の一部（基準価格と購入額のいずれか低い方の約2/3）を助成します。</p>		<p>福祉総務課 障がい班</p>
<p>【53】 保育園等副食費 助成事業</p> 	<p>■幼児教育無償化に伴い、無償化の対象外として保育園等で徴収されることとなる1号認定・2号認定の食材料費（副食費）を市から保育園等へ補助金として支出することにより保護者の負担を軽減します。</p>		
<p>【54】 子育て相談 利用者支援事業</p>	<p>■子育てに関すること全般において相談できる窓口です。 子育て家庭がそれぞれのニーズに合った支援を受けられるよう、情報の提供や相談・助言を行います。保育園・認定こども園の入園、一時預かりなど、お子さんに関する相談に応じます。</p> <p>TEL：0957-47-7874（直）、0957-36-2500（代）</p> <p>■月曜～金曜（祝日などのお休みの日以外）午前8時30分～午後5時00分まで ※健康福祉部子ども支援課子育て支援班</p>	<p>担当課へ お問い合わせ ください</p>	<p>子ども支援課 子育て支援班</p>
<p>【55】 家庭児童相談室</p>	<p>■18歳未満までのお子さんとその家庭を対象として、次の相談に応じます。 ①育児不安 ②虐待 ③非行 ④養護 など</p> <p>TEL：0957-47-7874（直）、0957-36-2500（代）</p> <p>■月曜～金曜（祝日などのお休みの日以外）午前8時30分～午後5時15分まで ※健康福祉部子ども支援課内</p>		
<p>【56】 家庭ホットライン</p>	<p>■虐待されている、若しくは疑われる子どもを発見したらお電話下さい。</p> <p>TEL：0120-92-8471</p> <p>■月曜～金曜（祝日などのお休みの日以外）午前8時30分～午後5時15分まで ※健康福祉部子ども支援課内</p>		
<p>【57】 親子ホットライン</p>	<p>■いじめや不登校でお悩みの方は電話下さい。</p> <p>TEL：0120-96-7947</p> <p>■月曜～金曜（祝日などのお休みの日以外）午前8時30分～午後5時00分まで ※教育委員会 学校教育課内</p>	<p>担当課へ お問い合わせ ください</p>	<p>学校教育課 教育指導班</p>
<p>【58】 児童生徒サポート センター事業</p>	<p>■不登校児童生徒及びその保護者を支援します。</p> <p>■利用については、まず学校に相談してください。</p>		



事業名	補助内容	二次元コード	担当課
<p>【1】 地域づくり補助金</p>	<p>■対象者 地域の活性化や地域が抱える課題の解決等を図ろうとする団体等</p> <p>■支援内容 地域の発展や活性化を目的とした事業や、地域づくりに必要な人材の育成事業に対して補助金を交付します。</p>		<p>地域づくり推進課 地域づくり推進班</p>
<p>【2】 スポーツ大会 出場激励費</p>	<p>■対象者 ①県大会等を勝ち進み、選手等として九州大会以上の上位大会に出場権を得て参加する市内にお住まいの小中学生以外の方 ②市内大会等を勝ち進み、選手等として県大会以上の上位大会に出場権を得て参加する市内小中学生</p> <p>■支援内容 激励費を支給します。 ①小中学生以外：九州・西日本大会10,000円、全国大会20,000円、国際大会30,000円 ②小中学生：県大会（県央1,000円、県北3,000円、離島5,000円）、九州大会以上は①と同じ</p>		<p>スポーツ振興課 スポーツ振興班</p>
<p>【3】 芸術文化大会 出場激励費</p>	<p>■対象者 芸術文化に関する予選大会を勝ち抜き ①九州大会以上の上位大会に出場権を得て参加する市内にお住いの小中学生以外の方 ②県大会以上の上位大会に出場権を得て参加する市内小中学生</p> <p>■支援内容 激励費を支給します。 ①小中学生以外：九州・西日本大会10,000円、全国大会20,000円、国際大会30,000円 ②小中学生：県大会（県央1,000円、県北3,000円、離島5,000円）、九州大会以上は①と同じ</p>		<p>生涯学習課 生涯学習班</p>
<p>【4】 健康診査及び がん検診</p>	<p>■対象者 20歳以上の方 ※健（検）診の種類によって受診できる対象年齢が異なります。</p> <p>■受診方法 個別健診（医療機関）※要予約 集団健診（地区公民館や保健センター等）※予約不要</p> <p>■料金 個人負担金あり（70歳以上の方、生活保護の方は無料）</p>		<p>健康づくり課 健康推進班</p>
<p>【5】 特定健康診査 等事業</p>	<p>■対象者 40歳から74歳の国民健康保険加入者及び後期高齢者医療保険加入者</p> <p>■受診方法 個別健診（医療機関）※要予約 集団健診（地区公民館や保健センター等）※予約不要</p> <p>■料金 無料</p>		<p>総合窓口課 保険年金班</p>
<p>【6】 はり・きゅう及び あん摩マッサージ 施術費助成事業</p>	<p>■支援内容 はり・きゅう及びあん摩マッサージの施術費の一部を助成します。 1回700円（年36回まで）</p>		<p>福祉総務課 総務高齢班</p>
<p>【7】 休日・祝祭日など の休日に受診でき る医療機関</p>	<p>休日・祝祭日などの休日に受診できる医療機関はこちら ⇒ 一般社団法人 南高医師会ホームページ 一般社団法人 島原南高歯科医師会ホームページ</p>		<p>健康づくり課 健康推進班</p>



事業名	補助内容	二次元コード	担当課
<p>【14】 福祉医療費 支給事業</p>	<p>■対象者 ・入院・通院の助成があるもの：身体障害者手帳1・2・3級、療育手帳A1・A2・B1の方 ・通院のみ助成があるもの：精神障害者保健福祉手帳1級の方</p> <p>※助成割合については条件等により異なりますので、担当課にお問い合わせください。</p>		<p>福祉総務課 障がい班</p>
<p>【15】 国民宿舎望洋荘 (小浜町)</p>	<p>■営業時間 午前7時30分～午後10時（受付：午後9時30分まで） ■定休日 なし ■入浴料 大人：550円、小中学生：275円、幼児：110円 午後4時30分以降 大人：330円、小中学生：165円、幼児：66円 ■入館券（回数券） 5回分の料金で6回利用できます ■市民特典 60歳以上の方：209円、障がいのある方：209円</p>		
<p>【16】 雲仙市営共同浴場 浜の湯（小浜町）</p>	<p>■営業時間 午前6時～午後10時 ■定休日 なし ■入浴料 大人：300円、6歳以上12歳未満：100円、6歳未満：無料 ■入浴券（回数券） 3,000円（12回分利用可能） ■市民特典 入浴料 大人：150円 入浴券（回数券） 1,500円（14回分利用可能）</p>		<p>財産管理課 温泉管理班</p>
<p>【17】 みずほ温泉 千年の湯 (瑞穂町)</p>	<p>■営業時間 午前10時～午後9時 ■定休日 毎週水曜日、12月29日から翌年の1月1日まで ■入浴料 大人：500円（18時以降300円）、中学生以下：200円 ■市民特典 70歳以上の方：200円、障害のある方：200円 入浴券：3,000円券（4,000円分利用可能） 5,000円券（7,000円分利用可能）</p>		
<p>【18】 遊学の館 (国見町)</p>	<p>■営業時間 午前10時～午後9時（受付：午後8時30分まで） ■定休日 毎週火曜日 ■入浴料 大人：300円、中学生以下：150円、3歳未満：無料 ■宿泊料 3,000円（大人、食事は別途）</p>		<p>スポーツ振興課 スポーツ振興班</p>
<p>【19】 結婚支援金</p> 	<p>■対象者 婚姻後1年以内の夫婦。 婚姻時の年齢が夫婦ともに42歳未満であること又は両方若しくはいずれか一方が42歳以上の場合で婚姻した年度の翌年度末までに出産した当該夫婦の子がいること。 雲仙市の同じ住所に住民票があり、3年以上市内に居住することなど条件があります</p> <p>■支援内容 結婚し市内に定住される方々の経済的な負担を軽減するため、「結婚支援金」として20万円交付いたします。※2年に分割して交付</p>		
<p>【20】 お見合いシステム 登録促進補助金</p> 	<p>■対象者 市内に1年以上住所を有し、新しく長崎県婚活サポートセンターのシステムに登録する者（システム登録時の年齢が20歳以上の方）</p> <p>■支援内容 長崎県婚活サポートセンターのシステム登録料を全額補助します。</p> <p>■補助金額 上限1万円</p>		<p>地域づくり推進課 移住・定住・ 婚活推進班</p>
<p>【21】 婚活支援事業 補助金</p> 	<p>■対象者 婚活支援を推進する法人又は任意団体</p> <p>■支援内容 結婚を望む男女の出会いや交流を目的としたイベントや、異性とのコミュニケーション能力の向上を目的とした事業を行う団体に対して補助金を交付します。</p> <p>【補助率】 対象経費の全額 【補助額】 1回のイベントにつき 最大5万円</p>		

事業名	補助内容	二次元コード	担当課
<p>【22】 防犯灯設置費等補助金</p>	<p>■対象 防犯灯の設置を行う雲仙市内の自治会</p> <p>■支援内容 防犯灯の新設または取替・移設や修繕にかかる経費の一部を予算の範囲内で補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支柱の設置を伴わない場合 補助率：2/3、補助額：上限1万円（LED灯の場合は2万円）</li> <li>・支柱の設置を伴う場合 補助率：2/3、補助額：上限3万円（LED灯の場合は4万円）</li> </ul>		<p>防災安全課 市民安全班</p>
<p>【23】 住居確保給付金支給事業</p>	<p>■対象者 ・雲仙市内の賃貸住宅に居住し、住宅を喪失又は喪失の恐れのある方で雲仙市住居確保給付金支給事業実施要綱第4条に定める要件（離職後2年以内で求職活動中の方）を満たす方 ・個人の責務によらず給与等を得る機会が、離職、廃業と同程度まで減少している方</p> <p>■支援内容 住宅を喪失又は喪失の恐れのある方からの申請書を審査し家賃相当額（上限額有り）の給付金を家主等に支給します。</p>		<p>保護課 保護班</p>
<p>【24】 生活困窮者自立相談支援事業</p>	<p>■対象者 雲仙市在住の生活に困窮する方で、雲仙市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱第4条に定める要件を満たす方</p> <p>■支援内容 生活に困窮する方から相談を受け、包括的(総括的)な支援を行います。</p>		<p>保護課 保護班</p>
<p>【25】 老朽危険空家等除却支援事業</p>	<p>■対象者 雲仙市内にある国が定める評点により、基準値以上となる危険な空き家又は空き建築物の所有者等において除却を行う方</p> <p>■支援内容 除却に要する費用の一部を補助します。</p> <p>■補助額 空き住宅：除却に要する費用の8/10を補助対象経費とし、その1/2以内（上限額50万円） 空き建築物：除却に要する費用の8/10を補助対象経費とし、その1/4以内（上限額20万円）</p>		<p>建築課 建築指導班</p>
<p>【26】 危険ブロック塀等除却支援事業</p>	<p>■対象者 雲仙市内にある教育委員会が認めた通学路又は防災部局が認めた災害時の避難経路及び避難場所に面する危険なブロック塀等を所有又は管理し、除却を行う方</p> <p>■支援内容 除却に要する費用の一部を補助します。（補助率：2/3、補助額：上限5万円） （通学路に面し住民税非課税世帯の方は全額を補助する制度があります（補助額：上限20万円）） ※ただし、面積による限度額があります。</p>		
<p>【27】 ふれあい農園貸付事業</p>	<p>農業を誰でも気軽に楽しんでいただき、農業に対して親しみを感じていただくことを目的に、千々石ふれあい農園を開設します。</p> <p>■対象者 特に制限はありません。市外の方もご利用できます。</p> <p>■農園の内容 ・1区画約20㎡の農地が20区画あります。 ・駐車場及びトイレあります。 ・利用料は1区画、年間約2,000円になります。 ・1名につき最大6区画貸し出しができます。</p> <p>■申し込み方法 市広報誌及びHP等で公募を実施します。空き区画がある場合は随時募集になります。</p> <p>■詳しいお問い合わせは、雲仙市役所農林課までお尋ねください。</p>	<p>担当課へお問い合わせください</p>	<p>農林課 農地管理班</p>